

一般社団法人ビューティデザイン協会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人ビューティデザイン協会(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会、及び会員が支払う入会金及び会費に関する必要な事項を定め、会員の地位の安定を図り、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会員の種別)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 準会員 当法人の活動を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 正会員と準会員の事業参加については別表1の通り定める。

(入会手続)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書に、個人にあつては身分を証明する書類、団体にあつては登記事項証明書等を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、代表理事が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去にこの法人の除名処分を受けたものでないこと。
 - (3) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金

個人	2,000 円
団体	10,000 円

② 年会費

個人	10,000 円
団体	50,000 円

(2) 準会員

① 入会金

個人	0 円
----	-----

② 会費

個人 3,000 円

- 2 事業年度の途中で入会した正会員又は準会員のその事業年度の会費は、理事会の決議によってこれを減免することができる。

(会費等の納入)

第5条 この法人に入会した正会員又は準会員は、入会決定通知を受けた日から 10 日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員又は準会員は、毎事業年度の会費として 3 月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員又は準会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 4 この法人は、正会員又は準会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。
- 5 準会員が正会員に移行するときは、入会金を支払わなければならない。
- 6 前項において事業年度の途中で移行するときは、正会員と準会員の会費の差額も支払わなければならない。

(退会及び再入会)

第6条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第 3 条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (6) 1 年間以上会費等を滞納したとき。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 27 日一部改正)

この改正は、平成 27 年 6 月 27 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

1. 第 4 条第 1 項(2)を改正。
2. 第 5 条第 5 項を追加。
3. 第 5 条第 6 項を追加。

別表 1

	個人正会員	個人準会員	法人正会員
講習会	正会員割引料金	準会員割引料金	正会員割引料金
教材	正会員割引料金	準会員割引料金	卸価格
検定問題集の購入	可能	可能	可能
名刺作成(別料金)	可能	不可	可能(代表者・認定者*)
リスト掲載	お名前・プロフィール (認定者*のみ)	不可	社名 お名前* プロフィール*
学術委員会への参加	有料参加可能 (認定者*は無料)	不可	有料参加可能 (代表者・認定者*)
総会への参加	可能	不可	可能(代表者)
公認検定対策講座 公認診断会	開講可能* (認定者*のみ)	不可	開講可能 (認定者*のみ)

*パーソナルヘアメイク診断士認定者